

笑いの家ショートステイセンター運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人みどりの里が開設する笑いの家ショートステイセンター（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護を含む。以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「職員」という。）が、要介護（要支援を含む。以下「要介護等」という。）状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護を含む。以下「短期入所生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所はサービスの提供に当たっては、介護保険法の趣旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて日常生活上の世話、支援及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 笑いの家ショートステイセンター
- ② 所在地 愛知県豊田市滝脇町杉長入23番地

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 1名以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- ③ 看護職員 1名以上
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- ④ 介護職員 9名以上（常勤換算方法にて算出）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 1名（特養と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- ⑥ 管理栄養士 1名（特養と兼務）
利用者への献立作成及び栄養指導等行う。

第5条（利用定員）

利用定員は次のとおりとする。

- ① 併設利用型 30名

第6条（設備及び備品等）

主な設備等の概要は次のとおりとする。

- ① 居室は全室個室で、洗面台、便所、ベッド、エアコン、ナースコール等備えている。
- ② 共同生活室がユニットごとにあり、ミニキッチン、テーブル、椅子、畳コーナーを設置、食事、機能訓練等活動や談笑、休憩に利用できる。
- ③ ユニットごとに個人浴室を設置、また、フロアーに特浴がある。
- ④ 非常用のため、スプリンクラー、非常放送設備、消火設備等備えている。

第7条（短期入所生活介護等の内容）

短期入所生活介護等の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 食事の提供…食事は、利用者の身体状況等考慮したものとし、また、利用者の自立支援に配慮して可能な限り離床して行うよう努める。
朝食 7:30～、昼食 12:00～、夕食 17:30～
- ③ 日常生活動作の機能訓練…利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。
- ④ 健康管理…医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとることとする。
- ⑤ 相談・援助…常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。
- ⑥ その他…事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行う、また、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

第8条（説明並びに同意及び契約）

事業所は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

第9条（サービスの取り扱い方針）

- 1 事業所は、可能な限りその居宅において、要介護等状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。
- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

- 4 事業所は、サービスを提供するに当って、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの内容の評価を行い、常に見直すことで改善を図ることとする。

第 10 条（短期入所生活介護等計画の作成等）

- 1 事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの内容等を記載した短期入所生活介護等計画を作成する。
- 2 前項の短期入所生活介護等計画は、既に居宅介護支援事業所又は包括支援センターで居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 事業所は、短期入所生活介護等計画作成後においても、実施状況の把握により、必要に応じて当該計画の変更を行う。なお、第 1 項及び第 2 項の規定は、短期入所生活介護等計画の変更について準用する。

第11条（受給資格等の確認）

事業所は、利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護等認定の有無及び有効期間を確認することができる。

第 12 条（通常の事業実施地域）

通常の事業の実施地域は、豊田市、岡崎市とする。

第 13 条（利用料及びその他の費用）

- 1 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額とする。（自己負担分：負担割合証に記載の負担割合に基づき計算した料金）
- 2 第 12 条における通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満 無料

② 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 500 円

- 3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

① 滞在費 2, 200 円（1 日あたり）

② 食 費 朝食 440 円、昼食・おやつ 800 円、夕食 640 円

③ 理美容代 実費

④ テレビ使用料 100 円（1 日あたり）居室にテレビの設置を希望された場合のみ。

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対

し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第14条（利用料の変更等）

- 1 事業所は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第15条（留意事項）

- 1 喫煙は、事業所内の所定の場所以外は、禁煙とする。
- 2 飲酒は、原則として禁止とする。
- 3 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

第16条（禁止行為）

事業所内で利用者の次の行為を禁止する。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔、ハラスメント等による暴力行為で他の利用者、施設職員等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第17条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたときと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第18条（職員の服務）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、常に以下の事項に留意する。

- ① 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇すること。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけること。

③お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

第 19 条（衛生管理等）

- 1 事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。
- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 20 条（職員の質の確保）

事業所は、職員の質の向上を図るため、その研修の機会を確保する。

第 21 条（個人情報の保護）

- 1 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持することを厳守する。
- 2 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する個人情報の提供が必要な場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

第 22 条（緊急時の対応）

職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第 23 条（事故発生時の対応）

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第 24 条（非常災害対策）

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第 25 条（地域との連携）

事業所の運営に当っては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

第 26 条（記録の整備）

- 1 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

第 27 条（苦情処理）

- 1 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、提供したサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力し、市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

第 28 条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- ① 施設では、虐待防止検討委員会（感染予防・褥瘡拘束委員会を充てる）を設ける。その責任者は管理者とする。
- ② 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- ③ 施設は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を開催し、職員に受講させる。
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第 29 条（身体拘束等の禁止）

- 1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

第30条（ハラスメントの防止）

事業所は、職場でのハラスメントを防止するため、以下の措置を講じることとする。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容、行ってはいけない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発する。
- (2) 相談に対応するため、必要な体制の整備・相談への窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。

第31条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要等サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第33条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みどりの里理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則 この規程は、平成21年7月1日から施行する。
 この規程は、平成22年6月1日から施行する。
 この規程は、平成23年6月1日から施行する。
 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 この規程は、平成28年6月1日から施行する。
 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
 この規程は、平成30年8月1日から施行する。
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 7 年 7 月 1 日から施行する。